

“とちぎのいい木” 木造・木質化支援事業実施要綱

第1 目的

不特定多数の者が利用するモデル的な中大規模建築物の木造・木質化の支援をとおして、木材の特性やその利用の意義について県民の理解促進を図るとともに、中大規模建築物における県産出材の利用促進により森林資源の循環利用を推進し、健全な森林を次世代に継承することを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造化

建築物の構造耐力上主要な部分（柱・梁・桁・屋根等）の全て又は一部（RC（鉄筋コンクリート）造やS（鉄骨）造との混構造（ハイブリッド）のものを含む。）を木造とすること。

(2) 木質化

建築する施設の内外装を木資材（壁板、床板、天井板、羽目板等）で施工すること。

(3) 県産出材

「栃木県産出材証明制度（栃木県森林組合連合会及び栃木県木材業協同組合連合会が管理する素材生産業者から原木市場・製材工場・流通業者へと順次経由する証明体制（木材のトレーサビリティ）であり、需要者に安心・適正な管理された県産出材が届くシステムをいう。）」に基づき、栃木県内の森林から産出されたことが証明された木材

(4) 森林認証材

森林認証制度（『緑の循環』認証会議（SGEC）、森林認証協議会（FSC）又は森林認証プログラム（PEFC）が管理するものに限る。）により認証された森林から生産された木材

第3 事業内容

“とちぎのいい木” 木造・木質化支援事業の内容は次のとおりとする。

1 事業内容

多くの県民が利用し、高い先進性・モデル性を有する公共建築物（公共建築物等における木材の利用促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第1項に規定する公共建築物をいう。）及び商業・集客施設（不特定多数の利用者が見込まれる施設で、特定の利用者に限定されるものを除く。）の木造・木質化を支援する事業

2 事業主体

民間事業者（県内に本店又は事業所等を有する者に限る。）

3 事業要件

補助対象事業は、次の要件の全てを満たすものとする。

(1) 施設の規模は、延床面積200m²以上のものであること。

(2) 使用木材は、木造化の場合は総材積の60%以上、木質化の場合は原則全てに県産出材を使用するものであること。

(3) 年度内の事業完了が見込めること。

(4) 県産出材を活用して整備された施設であることについて、標示板設置等により明示するとともに、普及活動等に努めること。

4 補助の対象経費

補助の対象とする経費は、木材費、木造・木質化に係る施工費、設計・監理費（ただし施工の10分の1を上限とする。）とする。

5 補助率又は補助金額

単位面積当たり定額とする。ただし、木造化については延床面積1m²当たり30千円、木質化については木質化面積1m²当たり20千円とする。

なお、森林認証材（県産出材）を使用した場合は、上記金額に木造化については1m²当たり3千円、木質化については1m²当たり1千円を加算（県産出材の全量に森林認証材を使用した場合は全面積に適用し、一部使用の場合は、県産出材使用材積に占める森林認証材材積の比率で延床面積または木質化面積を按分して適用）する。

6 補助限度額

1施設当たり10,000千円を補助限度額とする。

第4 募集・採択

事業主体の募集、採択については次のとおりとする。なお、木造化と木質化の同時申請は不可とする。

1 募集

事業実施を希望する事業主体は、事業実施年度の5月末日までに、次の書類を県に提出するものとする。なお、県は、応募の状況等により募集期間の延長等を行う場合は、その都度、募集期間を公表する。

- ア 事業実施要望書(様式第1号)
- イ 実施計画書(様式第2号)
- ウ 構想図、平面図、立面図等(計画の内容が分かるもの)
- エ 企業概要が分かるパンフレット等

2 審査

前項により提出された応募書類の内容について、別に定める外部有識者等により構成する審査委員会が審査を行う。

3 採択

県は、審査委員会の審査結果を基に予算の範囲内で採択を決定し、事業主体宛てに採択の可否及び補助予定額を内示する。

第5 事業実施の手続き

第4の3の規定により補助予定額の内示を受けた事業主体は、別に定める当該事業に係る補助金交付要綱に基づき事業実施の手続きを行うものとする。

第6 関係法令に基づく許認可

事業主体は、事業実施にあたっては、関係法令に基づく所定の手続きを経しておくものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項が生じた場合は、事業主体は県と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年度の事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2（2020）年度の事業から適用する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施された事業において、普及活動等に係る補助要件に関する規定の適用については、なお従前の例による。